療養費支給申請について

療養費の支給要件に該当する場合は、一旦全額自己負担していただきますが、申請して審査で認められれば、自己 負担分を除いた額が後から支給されます。申請の際は、下記の必要書類を医師国保までご提出ください。(郵送可)

1. 保険証等を持参できなかった

〇保険証等を持参せずに医療機関・調剤薬局にかか り、全額を支払ったとき

- <必要書類>
- ① 療養費支給申請書(様式第15号) ② 診療報酬明細書(レセプト)の写し
- 《傷病名・発病年月日が記載されたもの》 ※『診療報酬明細書(レセプト)の写し』は、受診した医療 機関等の窓口に「保険組合に療養費の申請をするために必 要である」旨を申し出て発行を依頼してください。 「診療明細書」とは異なります。
- ③ 領収書 (原本)
- 〇医師国保の資格取得日以降に前の保険証等を使用 してしまい、保険者負担分を前の保険者に支払った とき
- <必要書類>
- ① 療養費支給申請書(様式第15号)
- ② 保険者から発行されたレセプトの写し(封書の場 合は開封せずにそのまま提出してください)
- ③ 領収書(保険者に支払った金額がわかるもの)

3. はり・きゅう又はあんまマッサージを受けた

※医師が治療上必要であると認めた場合に限り保険 給付の対象となります。

<必要書類>

- ① 療養費支給申請書 (様式第15号)
- ② 施術内容証明書 (施術した内容を証明できる書類)
- ③ 領収書
- <該当するとき>
- ○医師の同意書(初回及び再同意時は必須)
- ○施術報告書の写し
- ○往療内訳表
- ○1 年以上・月 16 回以上施術継続理由・状態記入書

2. 装具を作成した

○医師の指示のもとに治療用装具(コルセット等) を作成したとき

<必要書類>

- ① 療養費支給申請書(様式第15号)
- ② 医師が治療上で装具を必要と認めた診断書又は 指示書 (原本)
- ③ 装具の領収書 (原本/内訳別紙の場合は内訳を含む)
- ④ (作成した装具が靴型装具の場合) 当該装具の写真

〇小児弱視等の治療用眼鏡・コンタクトレンズを作 成したとき(対象年齢:9歳未満)

<必要書類>

- ① 療養費支給申請書(様式第15号)
- ② 医師による診断書又は眼鏡等の作成指示書の写し (診断名、検査結果が記載されたもの)
- ③ 眼鏡等を作成・購入した際の領収書(原本) (宛名が装着する児童のフルネームで、治療用眼 鏡等を購入したことがわかるもの)

4. 海外渡航中に病気やケガをした

※治療を目的に渡航された場合や日本国内で保険適 用となっていない医療行為は対象外になります。

<必要書類>

- ① 療養費支給申請書(様式第15号)
- ② 診療内容明細書及び領収明細書
- ③ ②が外国語で作成されている場合は日本語の翻訳文
- ④ 調査に関わる照会同意書
- ⑤ 領収書
- ⑥ パスポートのコピー(本人確認及び渡航期間が確 認できる箇所)
- ※②及び④は医師国保HPからも入手可能

【注意事項】

- ※ 申請後、埼玉県国民健康保険団体連合会に審査提出するため、支払いまでに2~3ヶ月程かかりますのでご了承ください。
- ※ 支払った日の翌日から2年を経過しますと時効により申請できなくなりますのでご注意ください。

|申請書送付先| 〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町 3-5-1 5F 埼玉県医師国民健康保険組合 事務局使用欄

支給額	¥	令和	年	月	目

療養費支給申請書

深食其义和中明盲																						
被保険者記番								傷	病	名												
の記号番号号号									第三者行為(交通事故や傷害等)の有無 有・無													
		を受険す					•						発手年	房、	負傷 日	令和	年	月		日		
個人番号 (マイナンバー)													令和	年	月	日カ						
(<i>i</i> 続	隹)	組合	員	との 柄									療	養期	間	令和	年	月	日号	ミで 日間		
診療、薬剤の支給又は手当を 受けた病院、診療所、薬局 その他の者の名称及び所在地																						
療養又は調剤に従事した医師歯科医師 又 は 薬 剤 師 の 氏 名																						
療										発原	病	の 因										
を	受	: け	る	۲	2. 装具作成の為(装具名)						傷 経	病	の 過									
ح	か	で	き	な	3. はり を受	・きゅ ナた為	う又はあ	かんま	マッサ	ージ	の施術	Ť	療 内 容									
カュ	\sim	4. 海外渡航中の病気やケガの為 った理由 5. その他()										療えた	を と 要	更し 用								
	П			•			訓用する	ろ場合	 - - - -	1 座信		記 2				利用する場合け 車	前にマイナポー	-タル笔から口	座登録が.	/ 更です		
						o (1	3/13 / 6	<i>™</i> L	115	1/	1 TK * 2	нцу	V 1 2	X/ AE	文林日庄 2	11/11 / 5/30 11/2/ 4/	pp(C · T / A·	<u> </u>	王亚林// /	<u> </u>		
] 振込口座を指定する フリガナ											預余	種別		口 座 番 号						
振		口座	名義	法人										当座								
込		銀行金融機関コード														<u>i</u> i	支店支店コード					
先		信用金庫信用組合															は、事前にマイナポータル等から口座登録が必要です。 ロ 座 番 号 支 店 支店コード 出張所 即 (自署の場合は押印省略可) 番号の利用目的について】 合は、被保険者の個人番号 号法別表第1の第30項「国					
		(申請者である(准)組合員と口座名義人が異なる場合は署名してください。) 上記名義人への支給を了承します。 (准)組合員氏名 即 (自署の場合は押印省略可)														育略可)						
上記のとおり療養に要した費用に関する別紙証拠書類を添えて申請し 令和 年 月 日 住 所 (准)組合員 氏 名 個人番号 TEL										します	「個人番号の利用目的について】 当組合は、被保険者の個人番号 を、番号法別表第1の第30項「国 民健康保険法による」保険給付の 支給又は保険料の徴収に関する 事務」において、適用、給付及び 徴収業務で利用します。					- 番号 項「国 A付の する						
埼玉県医師国民健康保険組合理事長 様																						

※この療養費は、当組合が療養の給付を行なえない場合、又は被保険者が、緊急その他やむを得ない理由で療養取扱機関以外の ところで診療をうけた場合に、組合が認定したときだけ、療養の給付に代えて支給されます。